

檜山北部3町合併協議会

第1回 新町名候補選定小委員会

と き／平成16年5月18日（火）

午後3時～

ところ／北檜山町役場 第1委員会室

次 第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

議案第1号 委員長及び副委員長の互選について

会議録署名委員の指名について

議案第2号 新町名の候補の選定方法について

議案第3号 新町名募集要領について

議案第4号 新町名候補選定基準について

議案第5号 新町名候補選定スケジュールについて

議案第6号 新町の名称募集チラシについて

4. その他

5. 閉 会

議案第 1 号

委員長及び副委員長の互選について

委員長及び副委員長の選任は、檜山北部 3 町合併協議会小委員会設置規程第 4 条第 2 項及び新町名候補選定小委員会運営要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、互選により選出する。

平成 1 6 年 5 月 1 8 日提出

新町名候補選定小委員会

記

役 職	氏 名
委 員 長	
副 委 員 長	

新町名候補選定小委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、檜山北部3町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、新町名候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整するものとする。

- (1) 大成町、瀬棚町及び北檜山町が合併した場合における新町名の名称（以下「新町名」という。）の候補の選定
- (2) 新町名の選定基準に関する事
- (3) その他新町名に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、協議会委員のうち次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 関係町の長
- (2) 議会の議長又は議会の議員 各町1名
- (3) 町民代表 各町1名
- (4) 檜山支庁地域政策部長 1名

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員職務)

第5条 委員長は小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の協議又は調整の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第13条に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月14日から施行する。

議案第2号

新町名の候補の選定方法について

新町名の候補の選定に当たり、次のとおり選定方法を決定する。

平成16年5月18日提出

新町名候補選定小委員会

記

候補の選定方法

新町名の候補の選定方法

○基本的な考え方

当協議会では新たな町を設置する新設合併とすることとしております。

新設合併とは、合併前の市町村を廃止して、その区域をもって新たな市町村を置くことです。合併前の大成町、瀬棚町、北檜山町の3町の法人格が消滅し、新たな町として1つの法人格が発生するものです。

よって、3町の名称は法人格の消滅により廃止されることになるため、新町の名称を新たに定める必要があります。

新町名の候補の選定には、先進事例として次の方法があります。

○候補の選定方法

- (1) 公募で選定する方法
- (2) 公募以外の方法で選定する方法

○先進事例にみる新市町名選定方法（新設合併の場合）

市町村名	選定方法		審議方法	備考
	公募	公募以外		
北上市 (岩手県/H3.4.1)		○	法定協議会発足前に、基本的事項の一つとして「合併の時期」や「合併の形式」などをあわせて協議決定した。	
ひたちなか市 (茨城県/H6.11.1)	○		小委員会で、公募結果（約 5,000 件）をもとに協議し、候補名 1 点（ひたちなか市）を協議会に報告した。	
あきる野市 (東京都/H7.9.1)		○	当初、小委員会において協議していたが調整がつかず、法定協議会の場で協議することとなったが、最終的には両市長が協議し、決定された。	
西東京市 (東京都/H13.1.21)	○		<p>新市名候補選定小委員会を設置し、一般公募を実施（約 9,000 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次選考…小委員会で 10 候補を選考し、協議会へ報告。 ・二次選考…協議会で無記名投票により 5 候補まで絞り込みを行った。 <p>市民意識調査により最多得票だった「西東京市」を新市名として決定した。</p>	

市町村名	選定方法		審議方法	備考
	公募	公募以外		
さいたま市 (埼玉県/H13.5.1)	○		<p>新市名称検討小委員会を設置し、一般公募を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次選考…小委員会で、5 候補を選考。 ・二次選考…小委員会で 1 点（さいたま市）を選考し協議会に報告した。 	
東かがわ市 (香川県/H15.4.1)	○		<p>名称候補選定小委員会を設置し、一般公募を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次選考…小委員会で、10 候補を選考し、協議会へ報告した。 <p>最終的に合併協議会で決定した。</p>	
加美町 (宮城県/H15.4.1)	○		<p>小委員会を設置し、一般公募（約 3,600 件）を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次選考…小委員会で 17 候補を選考 ・二次選考…17 候補から 5 部会で各 5 候補を選考。 ・三次選考…小委員会で、5 候補に絞り込み、協議会へ報告。 <p>最終選考…協議会で、委員による投票を実施し、「加美市」に決定。（のちに加美町に。）</p>	

議案第3号

新町名募集要領について

新町名募集要領を別紙のとおり定める。

平成16年5月18日提出

新町名候補選定小委員会

新町名募集要領（案）

1 公募の目的

- (1)住民の合併に対する関心の喚起を図る。
- (2)合併問題に対する住民参加の推進を図る。
- (3)広く新町名を公募することにより、幅広い意見の集約を図る。
- (4)広く新町名を公募することにより、この地域の知名度の向上を図る。

2 公募の内容

合併新町にふさわしい町名を公募する。

3 公募の方法

次の内容により、公募を行う。

(1)応募資格

特に制限を設けない。

(2)応募方法

応募は次に掲げる方法のいずれか1件につき1点、一人何点でも応募可能とする。

- ①応募はがき（事務局で作成する料金後納はがき）
- ②官製はがき
- ③電子メール
- ④ファックス

応募の際には、必要事項として、新町名及びその理由、住所、氏名、年齢、電話番号を明記することとする。

(3)発表

協議会において新町名が決定された後、協議会だより、各町の広報紙及び協議会ホームページ等を通して発表する。

(4)その他

新町名には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用することとし、漢字の場合は「ふりがな」を振ることを明記する。

4 公募期間

平成16年8月10日（火）までとする。

5 広報活動

募集期間中は、協議会だより、協議会ホームページ、各町の広報紙をはじめ、報道各社への広報依頼等の広報活動を積極的に行う。

6 応募作品の位置づけ

原則として、応募されたものの中から新町名を決定することとする。ただし、新町名としてふさわしい名称が応募されなかった場合には、この限りでない。

また、何らかの理由により応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要最低限の修正は可能とする。

7 新町名の決定方法

協議会内に設置する「新町名候補選定小委員会」において選定基準を定め、その基準に基づき応募作品の中から新町の名称としてふさわしい候補名を5～10点程度選定し、これを協議会に報告して協議会での協議により新町名を決定する。

8 新町名の選定基準

「新町名候補選定小委員会」において、別に定める。

附 則

この要領は平成16年5月18日から施行する。

議案第4号

新町名候補選定基準について

新町名候補選定基準を別紙のとおり定める。

平成16年5月18日提出

新町名候補選定小委員会

新町名候補選定基準

1 選定基準

新町名の候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、①から⑦の条件の1つ以上の条件を満たしている名前とする。

- ①地域が地理的にイメージできる名前
- ②地域の特徴を表す名前
- ③地域の歴史・文化にちなんだ名前
- ④地域を対外的にアピールできる名前
- ⑤地域の知名度が向上できる名前
- ⑥住民等の理想・願いにちなんだ名前
- ⑦その他新町としてふさわしい名前

2 選定方法

新町の名称は、小委員会において応募作品の中から新町の名称としてふさわし候補名を5～10点程度選定し、これを協議会に報告して、協議会での協議により新町名を決定する。

3 応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。

4 選定にあたっての留意点

- ① 得票数（応募数）は、新町名の候補や新町の名称の決定に当たっては、影響を及ぼさないものとする。
- ② 新町の候補名の選定（選考）に当たっては、その名称を応募した理由について、十分留意するものとする。

議案第 5 号

新町名候補選定スケジュールについて

新町名候補選定スケジュールを別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 5 月 1 8 日提出

新町名候補選定小委員会

新町名候補選定スケジュール（案）

■公募の場合（一般公募から決定までのながれ）

月	作業手順	作業内容
5月	公募準備等	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会規約第 11 条の規定により小委員会（新町名候補選定小委員会）を設置。 ○小委員会において <ul style="list-style-type: none"> ・公募要領の制定 ・新町の名称候補選定基準の制定 ・新町の名称募集チラシの作成
6月		<ul style="list-style-type: none"> ○募集準備（事務局対応） 新町の名称募集チラシ発注、ホームページ掲載準備、チラシ各町配布など
7月上旬	公募開始	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動開始 <ul style="list-style-type: none"> 協議会だよりへの掲載、協議会及び3町のホームページ、報道関係などで発表 ※応募資格 特に制限を設けない ※応募方法 専用応募はがき、官製はがき、ファックス、電子メール
8月上旬	公募締切り	
8月下旬	取りまとめ整理	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局において応募作品（新町名）の取りまとめができしだい、集計結果書を作成し、小委員会に提出
9月	応募作品の選定	<ul style="list-style-type: none"> ○応募作品を小委員会で検討し、5～10点ほど候補を選定する。 ○選定した候補名を協議会に報告する。
協議会決定		

議案第6号

新町の名称募集チラシについて

新町の名称の公募にあたり別紙のとおり募集チラシを作成する。

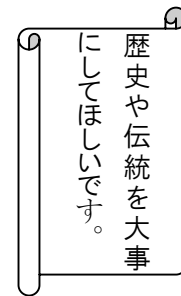
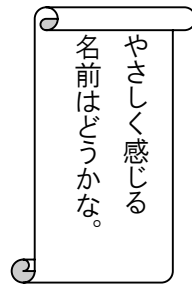
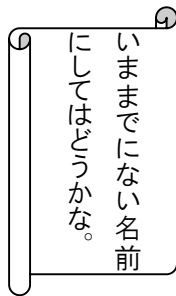
平成16年5月18日提出

新町名候補選定小委員会

新町の名称を募集します

檜山北部3町合併協議会では、3つの町がこれから合併するとした場合に新しく誕生する町の名称を募集しています。

明るい未来を感じさせるような、すてきな作品をお待ちしております。



■応募方法

①新町の名称（ふりがな）②名称の意味、理由③あなたのご住所④お名前⑤年齢⑥電話番号等を記入のうえ、このチラシの専用ハガキ（切手不要）などで応募してください。ファックス、電子メールでも受け付けます。詳しくは裏面をご覧ください。

■応募期間

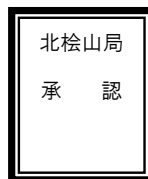
平成16年7月1日～8月10日

■お問い合わせ先

檜山北部3町合併協議会事務局
〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島 63-1
TEL (01378) 4-5111
FAX (01378) 4-4657
E-mail gappei4@kitahiyama.hiyamaor.jp
URL:<http://www.kaigiroku.net/hiyamahokubu3/gappei/index.html>

〒049-4592

料金受取人払



差出有効期間
平成16年8月
10日まで
●切手不要

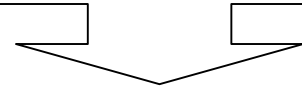
北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63-1

北檜山町役場内
檜山北部3町合併協議会事務局 行

新町名称募集要項

(兼ファックス送信用紙)

ファックスをご利用の場合は切り取らずにこのまま送信用紙としてご使用ください



応募専用ハガキ

●新しい町の名称（ふりがな）

●名称の意味、理由

住所	〒
(ふりがな)	
氏名	
年齢	歳
電話番号	
メールアドレス	

応募できるかた

どなたでもご応募できます。

応募の方法

平成16年7月1日（木）～平成16年8月10日（火）必着で、この募集チラシについている専用応募ハガキ、官製ハガキ、ファックス（この募集チラシをご利用ください。）または、Eメールで応募してください。

記載する内容

「新しい町の名称（ふりがな）」、「町の名称の意味または理由」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「電話番号」をはっきりと書いてください。

ご注意ください

- ・1枚のハガキ等に記載できる名称は、1点に限ります。複数の名称が記載されている場合は無効となります。
- ・1人何点でも応募できますが、同じ名称は1回限りとします。
- ・ファックスについては、用紙1枚を1件とします。
- ・漢字、ひらがな、カタカナのいずれかを使用してください。その組み合わせは自由です。

その他

- ・採用された作品は、一部修正する場合があります。
- ・応募された作品に関する一切の権利は、檜山北部3町合併協議会に帰属します。
- ・電話での申し込みは受け付けませんのでご了承ください。
- ・3町の役場、合併事務局に持参することもできます。

あて先・問合せはこちら

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63-1
檜山北部3町合併協議会事務局
TEL (01378) 4-5111
FAX (01378) 4-4657

E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp

URL:<http://www.kaigiroku.net/hiyamahokubu3gappei/index.html>

新市町村名に使用できる名称等に関する資料

(新市名の取扱いに関する総務省の見解【西東京市照会事項】)

質問 1 すでに全国に同一又は類似の市町村が存在する場合

①同じ表記で読み方が異なる場合

【例】宮崎県日向市（ひゅうがし） → 日向市（ひなたし）
静岡県清水市（しみずし） → 清水市（きよみずし）

回答 ×・・・表記が同じ場合は不可

②異なる表記で読み方が同じ場合

【例】宮城県仙台市（せんだいし） → せんだい市
埼玉県日高市（ひだかし） → ひだか市

回答 ○

③同一又は類似の「町村」が存在する場合

【例】東京都瑞穂町（みずほまち） → 瑞穂市
奈良県明日香村（あすかむら） → 明日香市

回答 ○・・・全国的に見て、現在も同様の事例がある。

質問 2 外国語を日本語（カタカナ、ひらがな等）で表記した場合

【例】LOVE → ラブ
AND → アンド

回答 ○・・・理由が明確であればよい。

質問 3 略字及び算用数字等の使用

「ヶ」の使用

回答 ○・・・例：青ヶ島村など

「0213456789（数字）」の使用

回答 ×・・・日本語かどうか解釈できない。適当とは思われない。

「々」の使用

回答 ○・・・例：小佐々町など

質問4 通常の読み方と異なる読み方をする場合

【例】永遠市（えいえんし） → （としわ）

宇宙市（うちゅうし） → （そらし）

回答 ○・・・新市名を告示する場合、読み仮名を振ればよい。

質問5 その他市の名称としてふさわしくないもの

回答 公序良俗に反する名前

長すぎる名前

現在使用していない漢字を使用した名前

名称に関する公募例

市町名 区 分	あさぎり町	篠山市	西東京市	さいたま市
公募に関する周知の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協議会だより ・町村広報 ・新聞 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協議会だより ・町広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協議会だより ・市広報 ・新聞 ・ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協議会だより ・新聞、市広報 ・ポスター、チラシ ・テレビ
公募要綱等の制定	有	無 「篠山」を入れた名称とする。	有	有
公募期間	66日 (H13.6.11～8.15)	29日 (H9.8.20～9.17)	61日 (H11.11.1～12.31)	40日 (H12.1.10～2.18)
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・官製はがき ・ファックス ・電子メール ・応募用紙 (広報誌等掲載用紙) 	<ul style="list-style-type: none"> ・官製はがき 	<ul style="list-style-type: none"> ・官製はがき ・応募はがき ・電子メール ・ファックス 	<ul style="list-style-type: none"> ・官製はがき ・応募はがき ・電子メール ・ファックス
応募資格	制限なし	篠山市、西紀町、丹南町、今田町の住民	制限なし	制限なし
応募・掲載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新町の名称 ・提案の理由 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・電話番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称 ・提案の理由 ・住所 ・氏名 	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称 ・提案の理由 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・電話番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称 ・提案の理由 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・性別 ・電話番号
懸賞等	<ul style="list-style-type: none"> ・名付け親賞 1人 (10万円若しくは10万円相当の旅行券) ・特別賞 10人 (現金1万円) ・アイデア賞 50人 (図書券) 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・名付け親賞 1人 (10万円相当の旅行券) ・その他の賞 数人 (図書券・テレホンカード) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名付け親賞 1人 (10万円相当の旅行券) ・特別賞 10人 ・参加賞 1000人
その他	何点でも応募可能	—	何点でも応募可能	何点でも応募可能

新町名候補選定小委員会 委員名簿

支庁・町名	氏 名	備 考
大 成 町	花 田 千賀志	町 長
	佐々木 陸 郎	議会議員
	成 田 直 彦	町民代表
瀬 棚 町	平 田 泰 雄	町 長
	柳 田 眞	議会議長
	新 保 静 夫	町民代表
北檜山町	内 田 東 一	町 長
	真 柄 克 紀	議会議員
	石 川 文 枝	町民代表
檜山支庁	小 田 千 秋	地域政策部長